

I 特別支援教育

(1) 特別支援教育とは

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

文部科学省通知「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日)

特別支援教育

特別支援学校

視覚障がい 聴覚障がい 知的障がい 肢体不自由 病弱(身体虚弱を含む)
(1学級あたりの人数...単一障がい学級(小学部・中学部)6人、(高等部)8人、
重複障がい学級3人)

小学校、中学校及び義務教育学校

特別支援学級

知的障がい 肢体不自由 病弱・身体虚弱 弱視 難聴
言語障がい 自閉症・情緒障がい
(1学級あたりの人数...(鳥取県)7人、(全国)8人)

通級による指導※1

言語障がい 自閉症 情緒障がい 弱視 難聴
学習障がい 注意欠陥多動性障がい 肢体不自由 病弱・身体虚弱

通常の学級(文部科学省通知「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日)より)

知的な遅れの無い発達障がいを含む、特別な支援を必要とする児童生徒

文部科学省通知「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」(平成25年10月4日)

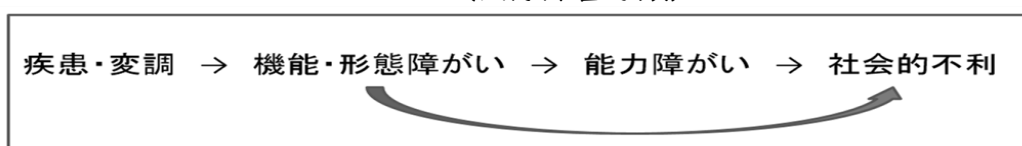
※1 鳥取県では、難聴、言語障がい、発達障がいの通級による指導が行われています。(令和3年5月1日現在)

(2) 障がいの捉え方

近年、グローバル化は私たちの社会に多様性をもたらし、また、急速な情報化や技術革新は、生活を質的に変化させつつあります。そして、障がいのある人々を取り巻く生活や障がいの捉え方についても質的に大きな変化をもたらしています。

従前、障がいの捉え方は、昭和55年にWHO（世界保健機関）が発表したICIDH（国際障害分類）に基づいていました。ICIDHは、疾病等（疾患・変調）による身体の機能損傷や機能不全（機能・形態障がい）が、日常生活や学習上の種々の困難（能力障がい）をもたらし、さらには一般の人々との間に社会生活上の不利益（社会的不利）を生じさせるという考え方であり、教育は、このうち日常生活や学習上の種々の困難の改善・克服を期待されていました。

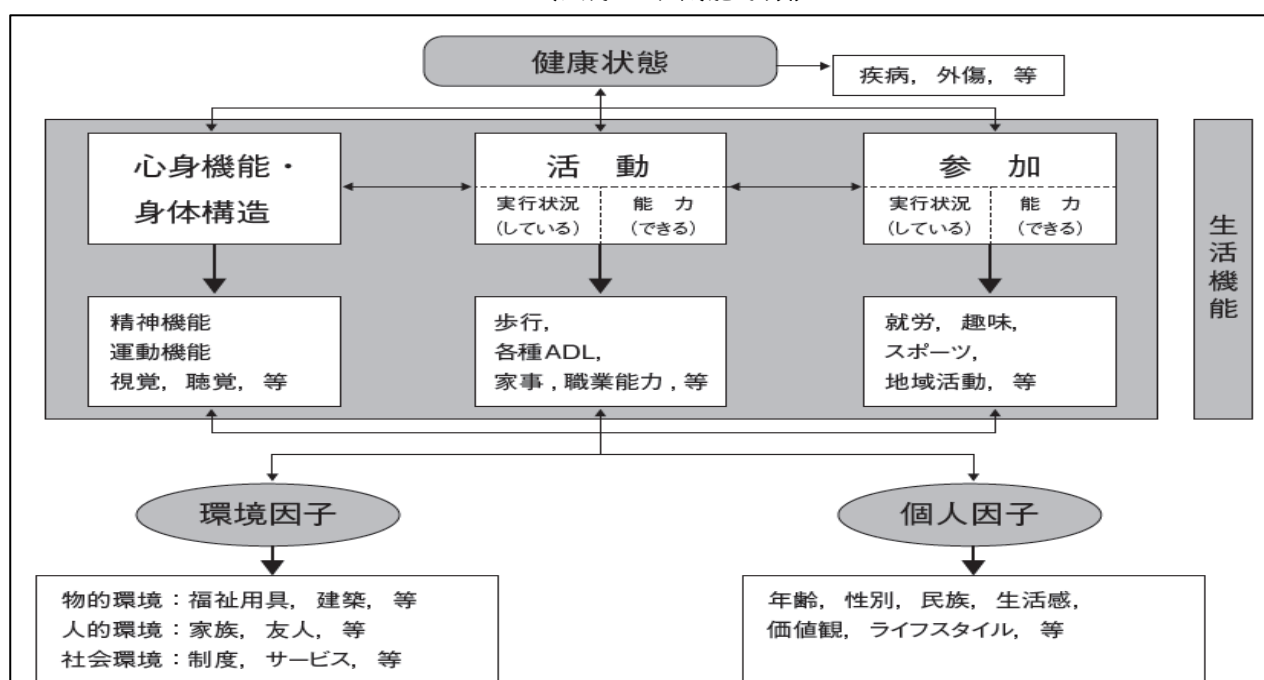
ICIDH（国際障害分類）



しかし、ICIDHについては、疾病等に基づく状態のマイナス面のみを取り上げているという指摘があり、ICIDHの改訂版として、ICF（国際生活機能分類）が採択されました。現在の障がいの捉え方は、このICFに基づいています。

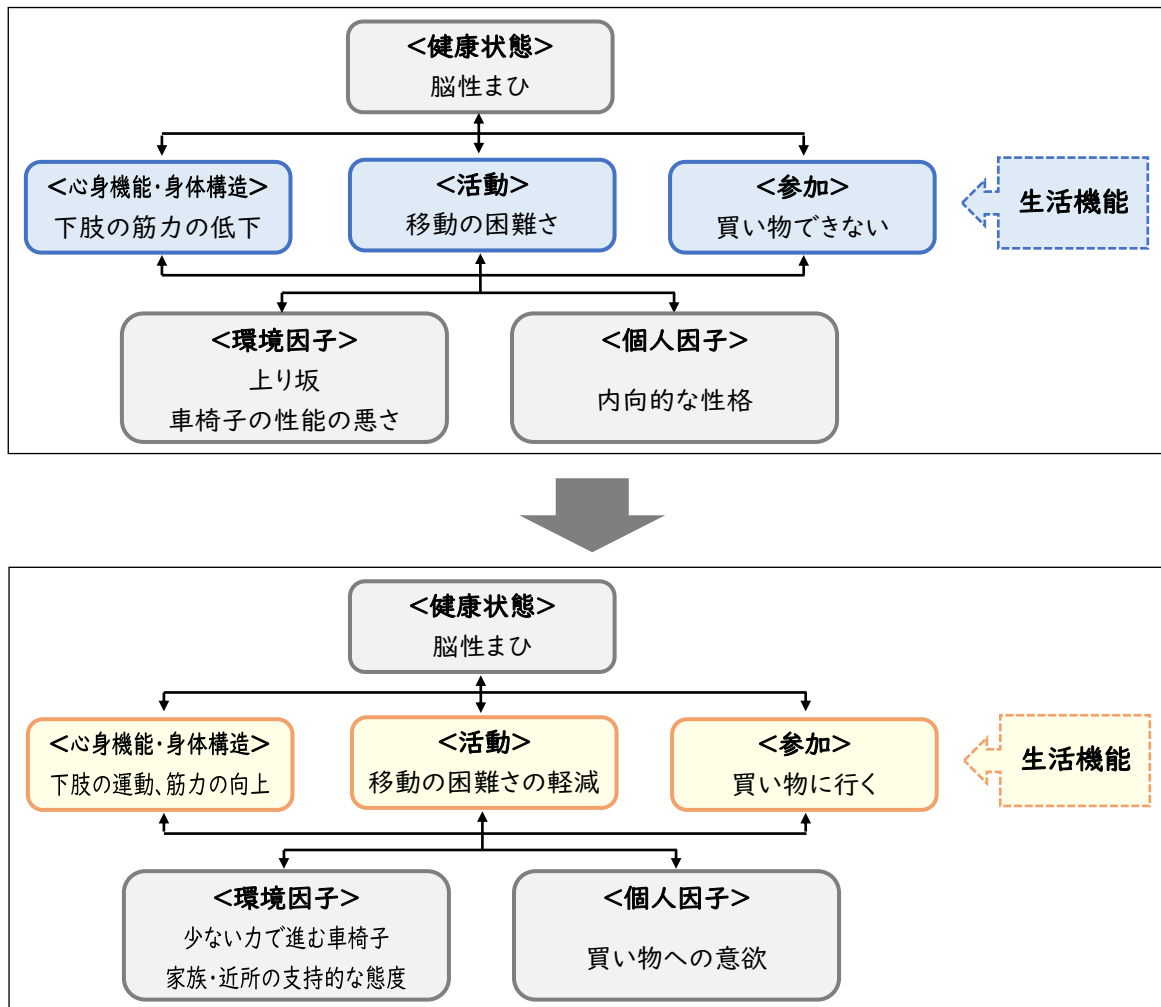
平成13年にWHOが採択したICFで、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障がい」と捉えています。生活機能と障がいの状態は、健康状態や環境因子等と相互に影響し合い変化しうるものであり、構成要素間の相互関係については、次のように示されています。

ICF（国際生活機能分類）



文部科学省「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）」（平成30年3月）

例えば、幼児児童生徒（以下、児童生徒等という。）の実態や状況において、環境因子が変化することで各項目が相互に影響し合い、生活機能と障がいの状態が変化することも考えられます。



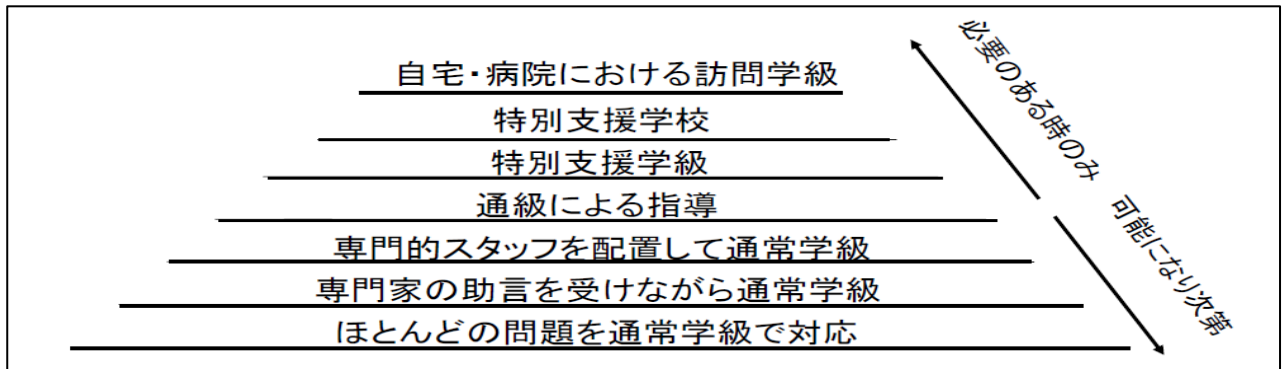
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「ICF 児童青年期バージョンの教育施策への活用に関する開発的研究」(平成20年3月)の図表を加工して作成

(3) 障がいのある児童生徒の学びの場

インクルーシブ教育システム構築のためには、障がいの有無に関わらず同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場を検討することが大切です。

また、学びの場は固定したものではなく変更可能であることを、すべての関係者と共通理解することが大切です。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、学びの場を変更できるようにしていくことが適当です。

日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

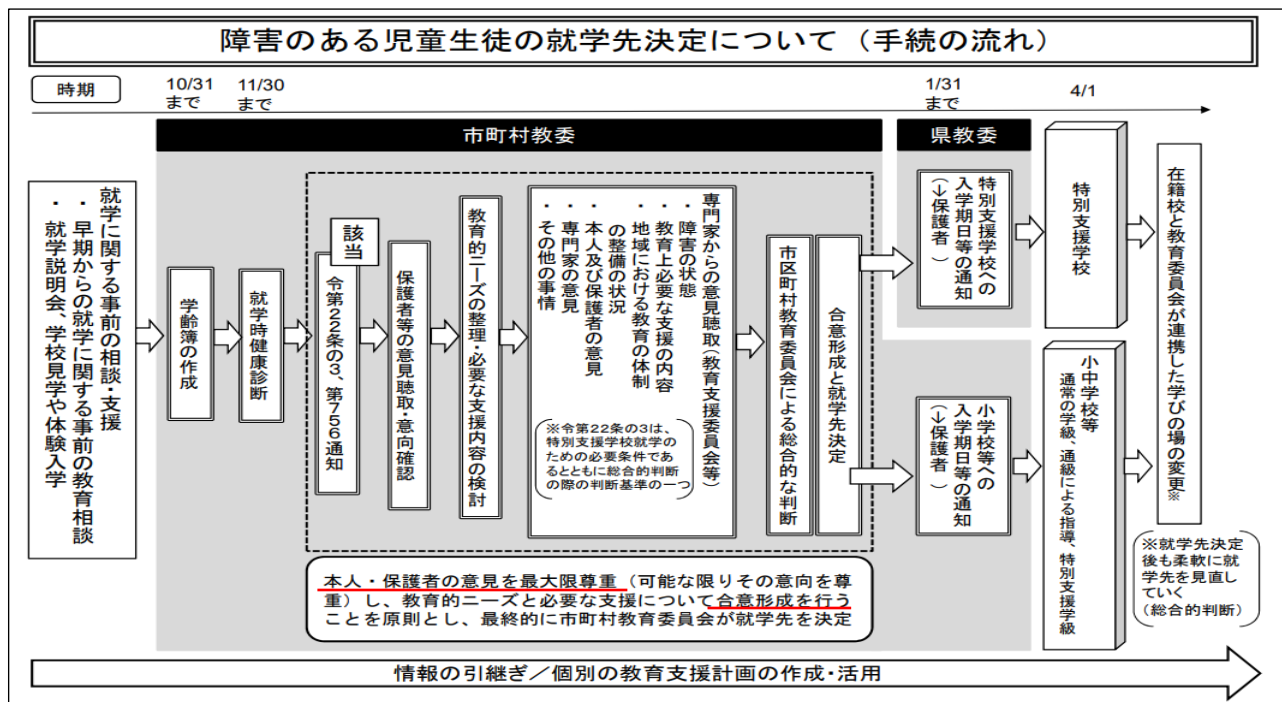


中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年7月)

障がいのある児童生徒の就学手続については、平成25年9月に一部改正された学校教育法施行令に基づき、障がいの有無に関わらず、市町村教育委員会が就学先を決定しています。

就学先の決定に際しては、学校や市町村教育委員会が、本人・保護者に対して十分情報提供するとともに、本人・保護者の意見を最大限に尊重し、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことが大切です。

就学手続の流れ



文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に～」(令和3年6月)